



特別用途地区（スポーツ・レクリエーション地区） 建築条例の基本的な考え方について

旭川市

ASAHIKAWA
CITY

特別用途地区（スポーツ・レクリエーション地区） 建築条例の基本的な考え方について



用途制限の緩和理由

花咲スポーツ公園再整備基本構想及び花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画では、「北北海道のスポーツの拠点として、各種大会などを継続して開催できる基盤を維持するとともに、立地特性などの潜在的特性を活かしながら、スポーツ利用のみならず、多様化するニーズを捉えた、地域の賑わいづくりや地域課題にも対応可能な、これまでの公園になかった新しい価値の創出が必要」とし、総合体育館を多様な用途に対応したプロフィットセンター機能を有する多目的アリーナへ建て替えるなど、公園をスポーツ活動の拠点に加え、まちの賑わいの創出や健康で豊かな市民生活の実現を目指すとしている。

再整備により公園の新たな利活用が想定されるなか、多目的なアリーナへ建て替える予定の総合体育館は用途が観覧場となることが想定されるが、用途制限により観覧場が建設できないとの課題が生じている。

については、まちの賑わいの創出を目指す新たな公園として再整備を行う花咲スポーツ公園において、土地利用の位置付けを明確とし、施設の利便の増進と適正な都市機能の確保を行うために、特別用途地区（スポーツ・レクリエーション地区）の変更とともに、建築物の用途に係る条例の変更により、観覧場の用途制限を緩和する。

特別用途地区（スポーツ・レクリエーション地区） 建築条例の基本的な考え方について



○旭川市特別用途地区建築条例（案）

・適用区域

特別用途地区（スポーツ・レクリエーション地区）の区域内において適用する。

・建築物に対する用途制限の緩和内容

観覧場（観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場、勝舟投票券発売所その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートル以内のものに限る。）

※競技等の観覧のために不特定多数の者が観覧できる部分は、可動・固定席を問わず客席の部分の面積に含まれる想定である。

特別用途地区（スポーツ・レクリエーション地区）建築条例の基本的な考え方について



○特別用途地区（スポーツ・レクリエーション地区）の指定範囲（案）

花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画の計画範囲である総合体育館や陸上競技場がある公園の北東側とする。（下図参照）



特別用途地区（スポーツ・レクリエーション地区） 建築条例の基本的な考え方について



○今後のスケジュール（案）

事 項		時 期	備 考
特別用途地区	旭川市都市計画審議会	令和7年11月17日	事前報告
	北海道事前協議	令和8年11月中旬～	
	案の縦覧	令和9年4月中旬～5月上旬	
	旭川市都市計画審議会	令和9年5月中旬	審議
	北海道知事協議	令和9年5月下旬～	
	都市計画決定及び告示	令和9年6月下旬	
建築条例	国土交通省事前協議	令和8年11月中旬～	
	意見提出手続	令和9年4月中旬～5月中旬	
	大臣協議	令和9年7月上旬～	
	議決・交付	令和9年9月中旬	

※協議等の状況によって、時期が前後する可能性があります。